

改正案	現行
<p>（運用報告書の記載事項等）</p> <p>第五十八条 法第三十三条第一項本文に規定する運用報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一～十二（略）</p> <p>十三 令第三条第十五号から第十八号までに掲げる資産につき、種類ごとに、当期末現在における運用対象資産の主な内容</p> <p>十四（略）</p> <p>十五 当期末現在における令第三条第一号、第八号から第十二号まで若しくは第十五号から第十八号までに掲げる特定資産又はその他の資産のそれぞれの総額の投資信託財産総額に対する比率（同条第一号の有価証券にあつては、株式、新株予約権証券、公社債、委託者指図型投資信託の受益証券、親投資信託の受益証券又は投資法人の投資証券のそれぞれの総額の投資信託財産総額に対する比率。第三項において同じ。）</p> <p>十六～二十（略）</p> <p>二十一 投資信託委託業者が不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第四項に規定する不動産特定共同事業をいう。）を営んでいる場合にあつては、当該投資信託財産の計算期間中における不動産特定共同事業者（同条第</p>	<p>（運用報告書の記載事項等）</p> <p>第五十八条 法第三十三条第一項本文に規定する運用報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一～十二（略）</p> <p>十三 令第三条第十五号から第十七号までに掲げる資産につき、種類ごとに、当期末現在における運用対象資産の主な内容</p> <p>十四（略）</p> <p>十五 当期末現在における令第三条第一号、第八号から第十二号まで若しくは第十五号から第十七号までに掲げる特定資産又はその他の資産のそれぞれの総額の投資信託財産総額に対する比率（同条第一号の有価証券にあつては、株式、新株予約権証券、公社債、委託者指図型投資信託の受益証券、親投資信託の受益証券又は投資法人の投資証券のそれぞれの総額の投資信託財産総額に対する比率。第三項において同じ。）</p> <p>十六～二十（略）</p> <p>二十一 投資信託委託業者が不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第四項に規定する不動産特定共同事業をいう。）を営んでいる場合にあつては、当該投資信託委託業者の計算期間中における不動産特定共同事業者（同</p>

五項に規定する不動産特定共同事業者をいい、同法第四十六条第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされる信託会社等を含む。)である投資信託委託業者との間の取引の状況

二十一、二十三 (略)

2 (略)

3 第一項第五号に規定する親投資信託の総額、同項第十三号に規定する令第三条第十五号から第十八号までに掲げる資産の価格、同項第十五号に規定する投資信託財産総額に対する比率及び同項第十八号に規定する基準価額の算定に当たって、不動産、不動産の賃借権又は地上権の価格を考慮する必要があるときは、同項第八号口に規定する価格を使用するものとする。

4 10 (略)

(外国投資信託の運用報告書の記載事項等)

第六十三条 法第五十九条において準用する法第三十二条第一項本文に規定する外国投資信託に係る投資信託財産(令第五十三条の規定により読み替えられた法第三十二条第一項本文の投資信託財産をいう。以下この条において同じ。)の運用報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 八 (略)

九 投資の対象とする令第三条第十三号から第十八号までに掲げる資産又はこれらに類似する資産の主な種類

十 (略)

条第五項に規定する不動産特定共同事業者をいい、同法第四十六条第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされる信託会社等を含む。)である投資信託委託業者との間の取引の状況

二十一、二十三 (略)

2 (略)

3 第一項第五号に規定する親投資信託の総額、同項第十三号に規定する令第三条第十五号から第十七号までに掲げる資産の価格、同項第十五号に規定する投資信託財産総額に対する比率及び同項第十七号に規定する基準価額の算定に当たって、不動産、不動産の賃借権又は地上権の価格を考慮する必要があるときは、同項第八号口に規定する価格を使用するものとする。

4 10 (略)

(外国投資信託の運用報告書の記載事項等)

第六十三条 法第五十九条において準用する法第三十二条第一項本文に規定する外国投資信託に係る投資信託財産(令第五十三条の規定により読み替えられた法第三十二条第一項本文の投資信託財産をいう。以下この条において同じ。)の運用報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 八 (略)

九 投資の対象とする令第三条第十三号から第十七号までに掲げる資産又はこれらに類似する資産の主な種類

十 (略)

2、
3
(略)

2、
3
(略)